



## 租税条約の規定に係る非課税所得の届出書

租税条約が締結されている場合は、その規定が国内法に優先して適用され、所得税が軽減又は免除されます。これに伴い個人住民税においても所得税が免除された所得に対しては、住民税を課税しないものとされています。

### 1. 報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項

宛名番号	
------	--

氏名		生年月日		.	.
日本国内における住所		電話番号			
入国前の住所					
国籍		入国年月日		.	.
		在留期間		～	
職業					
勤務先又は学校・施設の名称及び所在地	名称				
	所在地				

### 2. 報酬・交付金等の支払者に関する事項

氏名又は名称	
住所又は所在地	

### 3. 上記「2」の支払者から支払を受ける報酬・交付金等に関する事項

所得の種類		契約期間		～
支払期日		支払方法		
金額及び月額・年額の区分	月額 ・ 年額			円

### 4. 添付書類及び参考事項

<input type="checkbox"/> 租税条約に関する届出書（税務署提出分の写し）
---

年 月 日  
水戸市長 様